

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例について

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「物件」の下に「（以下「掲出物件」という。）」を加える。

第二条の見出し中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第一項中「広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）」を「掲出物件」に、「景観又は」を「景観若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第四条の見出しを「（禁止広告物等）」に改め、同条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第一号中「変色し」を「たい色し」に改める。

第五条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第六条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第五号中「街燈柱」を「街灯柱」に改め、同項第六号中「消火せん」を「消火栓」に改め、同条第二項中「街燈柱」を「街灯柱」に改める。

第七条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第八条第一項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第二項中「広告物等に」を「広告物又は掲出物件に」に改め、同項第三号中「広告物等」を「ため表示し、又は設置するもの」に改め、同条第三項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第四項中「広告物等に」を「広告物又は掲出物件に」に改め、同項第一号中「広告物等」を「ため表示し、若しくは設置するもの」に改め、同条第六項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「当該物件」を「当該掲出物件」に改め、同条第七項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第八項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項ただし書中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第九項中「広告物を掲出する物

件」を「掲出物件」に改める。

第九条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十二条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条第一項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件を変更し、若しくは」に改める。

第十三条中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第十四条第二号中「詐偽」を「虚偽の申請」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(管理義務)

第十四条の二 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該広告物又は掲出物件に関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

第十五条の見出しを「(除却義務)」に改め、同条第一項中「第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた」を「広告物を表示し、又は掲出物件を設置する」に、「許可期間が満了し、又は許可を」を「この条例の規定による許可の期間が満了したとき、若しくは第十四条の規定により許可が」に、「は、七日以内に広告物等」を、「又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件」に改め、同条第二項を削る。

第十六条第一項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「又は公衆」を「若しくは公衆」に改め、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十七条及び第十八条(見出しを含む。)中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第十九条の見出し中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第二号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に、「県公報又は新聞紙」を「県が開設するインターネットのホームページ」に改める。

第二十条(見出しを含む。)及び第二十一条(見出しを含む。)中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第二十二条第一号中「広告物等」を「広告物」に改め、同条第二号及び第三号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第二十三条第一項第三号及び第四号中「広告物等」を「当該許可に係る広告物又は掲出物件」に改め、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第二十四条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第二十五条第一項及び第二項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第五項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「広告物等」を「これら」に改める。

第二十六条第一号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第二号中「広告物

を掲出する物件の設置（以下「広告物等の表示又は設置」という。）を「掲出物件の設置」に改め、同条第三号中「広告物等の表示又は」を「広告物の表示又は掲出物件の」に改める。

第二十七条第一項及び第二項中「広告物等の表示又は」を「広告物の表示又は掲出物件の」に改め、同条第四項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第五項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「広告物等」を「これらを」に、「広告物等の表示又は」を「広告物の表示又は掲出物件の」に改める。

第二十八条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「広告物等」を「これら」に改める。

第三十七条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第三十八条第二項第一号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第二号中「広告物等の表示又は」を「広告物の表示又は掲出物件の」に改める。

第四十四条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「広告物等」を「広告物若しくは掲出物件」に改める。

第五十二条第二号中「第十五条第一項」を「第十五条」に、「よる除却をしない」を「違反して除却をしなかつた」に改める。

第二条 岐阜県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「占有者」の下に「（次条第一項において「広告物の所有者等」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（点検義務）

第十四条の三 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 第七条若しくは第八条第四項の規定による許可又は第十一条第二項の規定による当該許可の更新を受けようとする者は、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。

第三十八条第一項第一号中「法第十条第二項第三号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人」を「登録試験機関」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、令和九年四月一日から施行する。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十三の項第七号から第九号までの規定中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第十二号中「広告物等の」を「広告物又は掲出物件の変更若しくは」に改め、同項第十四号中「違反広告物」を「広告物又は掲出物件」に改め、同項第十六号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

3 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一十三の項中第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

14 条例第十四条の三第二項の規定により点検の結果の提出を受けること。
別表第一十三の項中「第十八号」を「第十九号」に改める。

提 案 説 明

屋外広告物を表示し、若しくは屋外広告物を掲出する物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又はこれらの所有者若しくは占有者に対し、当該屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の補修、除却その他必要な管理を義務付ける等のため、この条例を定めようとする。